身元保証契約書

　（使用者）○○○○（以下「甲」という。）と（身元保証人）○○○○（以下「乙」という。）は、甲が○○○○（以下「丙」という。）を雇用するにあたり、以下のとおり身元保証契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（身元保証人）

１　丙が、甲丙間で交わされる雇用契約に違反し、又は故意もしくは過失により甲に損害を与えたときは（以下、当該損害賠償債務を「本件債務」という。）、乙は、丙と連帯して、以下のとおり極度額の範囲において、甲に対し賠償の責任を負う。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる債務 | 本件債務（本契約の履行及び損害賠償金等従たる債務を含む一切の債務） |
| 極度額 | 金○○円（本件債務及び連帯保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額を含む。） |
| 元本確定事由 | ①乙の財産について、金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行が申し立てられ、当該手続が開始されたとき②乙が破産手続開始の決定を受けたとき③乙又は丙が死亡したとき |

２　丙は、乙に対し、別紙のとおり身元保証契約の前提となる情報を提供し、乙は、別紙の情報の提供を受けたことを確認する。

第２条　（通知）

甲は、以下の場合には、遅滞なく乙にその旨を通知するものとする。

①　丙に業務上不適任又は不誠実な事跡があり、このために乙に責任が発生するおそれがあることを甲が知ったとき

②　丙の任務又は任地を変更し、このために乙の責任が加重され、又は乙による丙の監督が困難となるとき

第３条　（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第４条　（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

　本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各１通を保有することとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞